

会 議 録 (要旨)	
平成29年度 第5回 和光市国民健康保険運営協議会	
開催年月日・招集時刻	平成30年2月5日(月) 13時30分
開催場所	和光市役所 保健センター集団指導室
開会時刻	13時30分
閉会時刻	14時54分
出席委員	事 務 局
石山 恒征 鈴木 正敏 柳下 すゞ子 和田 百合子 佐藤 貴映 原 彰男 大友 絹江(会長代理) 小田原 紀慧子 金子 正義(会長) 山崎 操  (10人)	保健福祉部長 東内 京一 保健福祉部次長兼健康保険医療課長 大野 孝治 健康保険医療課長補佐 渡部 剛 健康保険医療課専門員 大坂 秀樹 国保医療政策担当統括主査 斉藤 寛子 ヘルスサポート担当統括主査 梶原 絵里 ヘルスサポート担当主任 端山 明子
欠席委員	傍聴 2人
白石 久乃 内野 裕嗣 菅野 隆 佐々木 淳 津川 知子  (5人)	
備考	会議資料 次第、資料1、資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-4、資料2-5、資料2-6、資料2-7、資料3-1、資料3-2、資料3-3
会議録作成者氏名	斉藤 寛子

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	<p><b>1 開会</b></p> <p>ただいまより、平成 29 年度第 5 回運営協議会をはじめます。</p> <p>なお、この協議会の会議については、和光市市民参加条例第 12 条第 4 項の規定により、原則公開となっています。</p> <p>また、会議後には、会議録を作成し公開します。その際の記録は要点記録とし、各委員の質問、発言については、委員名を明記した上での議事録とさせていただきますのでご了承ください。</p>
東内部長	<p><b>2 あいさつ</b></p> <p>皆さまには、平成 29 年度第 5 回運営協議会にご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>前回の運営協議会では、一人当たり保険税額を 17% 増となる税率改正案について諮問し、法定外繰入金について可能な限り増額し、一人当たり保険税額の増加を軽減するといった付言をいただいたところでした。</p> <p>本日諮問する改正案に至った経緯としては、運営協議会からの付言を受けて、一人当たり保険税額 11% 増という案で、パブリックコメントを行い、市内 3ヶ所で説明会を開催しました。また、保険税率の据え置きや法定外繰入金の増額といった要望書の提出や、政党からも要望書が提出されたところでした。</p> <p>2月2日には、市議会の全員協議会において、3月議会に提案する議案の事前説明が行われ、様々なご意見をいただきました。</p> <p>それらを踏まえ、最終的に一人当たり保険税額を 5% 増加させるという市の案がまとまりました。</p> <p>本日は、これらのことを踏まえまして、皆さまにはご審議をいただき、忌憚のないご意見をよろしくお願ひいたします。</p>
6 : 09 金子会長	<p><b>3 運営協議会に対する諮問</b></p> <p>東内部長より金子会長へ、諮問書を交付</p>
金子会長	<p><b>4 諮問事項</b></p> <p>それでは、ただいまから、平成 29 年度第 5 回和光市国民健康保</p>

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	<p>険運営協議会を開会します。</p> <p>はじめに、本日の出席状況について事務局より報告願います。</p> <p>本日は全委員 15 名のうち 10 名の委員の方が出席し、半数を超えております。</p>
金子会長	<p>事務局からの報告のとおり、出席委員は 10 名で半数を超えておりますので、この会議は成立しています。</p> <p>議事に入る前に、今回の会議の会議録における署名人を指名させていただきます。</p> <p>鈴木委員、山崎委員の二人にお願いします。</p> <p>それでは、諮問事項 1 「平成 29 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」、事務局より説明願います。</p>
大野次長	<p>それでは、諮問事項 1 「平成 29 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」について、説明します。</p> <p>今回の補正予算は、現在の予算額 8,479,174 千円に 5,983 千円増額し、補正後の予算額を 8,485,157 千円とするものです。</p> <p>それでは、歳入について、今回は、3 項目について補正をします。</p> <p>まず、「款 7 県支出金」をご覧ください。</p> <p>県支出金につきましては、後ほどご説明します歳出の和光市納税サポートセンター運営費用を減額していることから、納税サポートセンターの運営費用として県から交付されております調整交付金を同様に減額するもので、881 千円の減額となります。</p> <p>次に、「款 9 財産収入」をご覧ください。</p> <p>今回、保険給付費等支払基金に係る預金利子が確定しましたので、予算との差額として 286 千円を増額するものです。</p> <p>最後に、「款 10 繰入金」をご覧ください。</p> <p>まず、保険基盤安定繰入金ですが、被保険者の方々に負担をいただく国保税には、所得に応じて 7 割、5 割、2 割を軽減する制度が</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>あります。その軽減分を国・県・市の一般会計で負担するのが保険税軽減分です。また、国保は低所得者の方が多いということから、低所得者の人数等に応じて公費で負担されるのが保険者支援分になります。今回、今年度分のこの金額が確定しましたので、予算との差額分として、保険税軽減分として2,083千円を、保険者支援分として5,368千円を増額補正します。また、財政安定化支援事業繰入金については、高齢者の被保険者割合などを基に、今年度の繰入金額が確定したため、予算との差額873千円を減額補正するものです。以上が歳入における補正であり、5,983千円の増額となります。</p> <p>次に、歳出について、今回は、2項目について補正をします。</p> <p>まず、「款1総務費」をご覧ください。和光市納税サポートセンター運営費用について、入札差金による不用額が生じたため、委託料を881千円、減額補正するものです。</p> <p>次に、「款9基金積立金」をご覧ください。</p> <p>今回の補正予算について、歳入、歳出の差を保険給付費等支払基金に積み立てます。補正後の基金残高は、481,971千円となります。</p>
金子会長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
鈴木委員	納税サポートセンターの減額補正について、納税サポートセンターの運営の状況について教えてください。
渡部課長補佐	国民健康保険税については、納期が8期にわかれています。納期までに納めていない部分があった場合に、納税サポートセンターから対象者に電話をかけ、納付を促すといったものになります。2ヶ月に1度ぐらいのペースで現年度分を中心に活用しています。
鈴木委員	費用は、人件費的なものになりますか。
渡部課長補佐	事業者への委託により行っていますので、委託料となりますが、内容は、人件費的なものとなります。

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>諮問事項について、採決に入ります。</p> <p>諮問事項 1 「平成 29 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>（採決）</p> <p>採決の結果、全委員が賛成ということですので、諮問事項については、原案のとおり承認いたします。</p>
17 : 08	<p>次に、諮問事項 2 「国保制度改革に伴う各種条例の一部改正等及び和光市国民健康保険ヘルスプランの策定について」、事務局より説明願います。</p>
渡部課長補佐	<p>諮問事項 2 「国保制度改革に伴う各種条例の一部改正等及び和光市国民健康保険ヘルスプランの策定について」説明します。</p> <p>まずは、「次第」をご覧ください。内容は、条例の改正が 2 本、条例の制定が 1 本、そして、国民健康保険ヘルスプランの策定についてです。</p> <p>まずは、諮問事項(2)の①として、「国民健康保険条例」の一部改正について、今回策定する資料 2-7 国民健康保険ヘルスプランをご覧ください。このプランは、3つの計画を併せてヘルスプランと呼ぶものですが、一番上に記載しています「第 1 期国民健康保険事業計画」を策定していくことを条例の条文として明文化していくものです。この計画の内容ですが、既にこれまで説明したものの繰り返しになりますが、平成 30 年度からの 3 年を 1 期としたもので、医療費分析から課題の抽出、課題解決のための保健事業等の施策の展開、被保険者数及び医療費の推計を行い、被保険者のあるべき負担を明確にしながら、今後 3 年間の国民健康保険税の税率等を示すものです。そして、この計画に基づきまして、今後の税率改正は 3 年に一度となります。</p> <p>その他、今回の制度改革に伴う法令の改正などがあり、国民健康</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>保険運営協議会の根拠条文が変わりましたので、その整備を行うものです。詳細につきましては、次のページ以降に、条例の新旧対照表をつけておりますので、ご覧ください。</p> <p>以上が、「国民健康保険条例」の改正の内容になります。</p> <p>次に、諮問事項(2)の②「国民健康保険税条例」の改正についてです。保険税をどうするかについては、時間をかけて、皆様に審議をお願いしてきたところです。そこで、12月20日に開催した第4回の運営協議会においては、税率の改正を諮問させていただきました。その際、基金を1年で1億円、3年で3億円、法定外繰入金を1年で1億円、3年で3億円とし、一人当たりの保険税増加率は現行と比較して17%の増という内容でした。この諮問に対する答申として、1年間で1億円、3年間で3億円という法定外繰入金について、可能な限り増額して、一人当たり保険税額の増加を軽減するよう求める付言の付いた答申をいただきました。</p> <p>市では、この答申を受け、再度検討を行い、法定外繰入金を1年間で2億円、3年間で6億円とし、一人当たりの負担増を11%とする案に変更し、国保ヘルスプランにおける税率改正として、1月にパブリック・コメント、説明会を実施いたしました。資料2-4には、説明会で出された主な意見、質問等を載せております。法定外繰入金をなぜ下げるのか、11%の増加率でも負担が大きいのではないかと、基金をもっと活用すべきではないかといった税率に関する意見、その他として、どのような保健事業を行っていくのかなどの質問、意見等が出されました。資料2-5には、パブコメに出された意見を掲載しています。主なものとしては、法定外繰入金を増額すべきではないか、保険税の値上げをしないでほしいなどの意見が寄せられました。また、先週には、議会の全員協議会が開催され、その場で国保ヘルスプランについて説明しました。11%では被保険者の負担が大きいのではないかなどのご意見をいただきました。</p> <p>これらの結果を受けまして、市では、再度、検討を行い、基金と法定外繰入金を更に活用することで、一人当たりの負担を抑えることとしました。具体的には、基金を1年間で1億3千万円、法定外</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>繰入金を1年間で2億5千万円、3年間では基金が3億9千万円、法定外が7億5千万円を繰り入れることで、一人当たり保険税の増加率を5%に抑えることとしました。税率等については、医療分は、所得割が現行の6.3%から6.9%へと0.6%の増加、均等割が1,200円の増加、後期支援金分は、所得割が0.2%の増加、介護納付金分は、所得割が0.2%の増加となります。</p> <p>その他の主な改正内容については、制度改正によって納付金の制度ができますので、保険税の算定は納付金に充てられることによる算定根拠の条文の改正や、これまで1期当たりの期別の税額は1,000円単位でしたが、被保険者が払いやすくする100円単位にする変更などを行います。</p> <p>以上が、「国民健康保険税条例」の改正についての内容となります。</p> <p>次に、諮問事項(2)の③、新たに「財政調整基金条例」を定めることについてです。既存の国民健康保険保険給付費等支払基金については、保険給付費の支払金の不足に充当するため設置されたものなので、保険給付費が不足したときにしか繰入ができないこととなります。平成30年度からの制度改正においては、市が負担する保険給付費は県から保険給付費等交付金の交付を受けることになるため、保険給付費の財源が不足することはなくなります。一方で、今後は、国民健康保険事業費納付金が県から示され、この財源として保険税を被保険者の方から徴収することになります。そうしますと、単年度においては、過不足が生じる可能性があります。このため、余ったときは基金に積み立て、不足したときに基金から調整して繰入ができるように、年度間における平準化を図ることなどを目的に、財政調整基金を設置するものです。財源については、今ある基金を廃止して、引き継ぐこととなります。</p> <p>「廃止する基金」としては、(1)が保険給付費等支払基金、(2)が高額療養費資金貸付基金、(3)が出産費資金貸付基金です。</p> <p>(2)の高額療養費の貸付基金については、限度額認定証の制度ができ、限度額適用認定証を医療機関に提示することで、窓口での支払が月の限度額までが上限となります。つまり、高額療養費が現物給</p>

発言者	会 議 内 容
<p>32 : 40 金子会長</p>	<p>付化されて、窓口で高額な医療費を支払わなくてよいこととなりますので、わざわざ市から貸付を受ける必要がない状況になっています。</p> <p>同様に(3)の出産費の貸付基金についても、直接支払い制度ができましたので、被保険者は出産育児一時金を差し引いた金額を病院の窓口で支払えばよくなりました。例えば、50万円の費用がかかるところ、一時金の42万円を差し引いた8万円を窓口負担すればよいという制度ができましたので、わざわざ市から貸付を受ける必要がない状況となっています。</p> <p>この(2)と(3)については、このたびの基金の見直しに併せて、廃止するものです。</p> <p>以上が、「財政調整基金条例」を定めることについての内容となります。</p> <p>最後に、諮問事項(2)の④、「国民健康保険ヘルスプラン」の策定についてです。</p> <p>ヘルスプランの主な変更点については、まず、表紙の部分ですが、これまで「国保医療費計画」としていたものを、医療費等を分析して、国保事業を運営していくという観点から、「国保事業計画」の方が適切であろうということで、名称を変更しました。ちなみに介護保険についても3カ年の事業計画を作っていますので、これに合わせた形になります。次に、69ページ「1国保財政運営の方針」の(2)以降を変更しました。先ほどの国保税条例の改正において、説明した内容に変更しています。まず(2)は、基金の活用です。3年間で3.9億円に改めました。次に(3)は、法定外繰入金です。3カ年で7.5億円に改めました。次に(4)は、税率改正の部分ですが、平成29年度比5%増加に改めました。</p> <p>次に、71ページです。5%増の改正の内容に修正しています。72ページ、73ページについても同様です。</p> <p>以上が国保ヘルスプランの修正点となり、ご審議いただきたいと思えます。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。</p>



発言者	会 議 内 容
柳下委員	資料 2-2 の 2 ページ、改正後の第 2 条(1)の条文中、「以下この条において」とあるが、この条とは、第 2 条のことでしょうか。
渡部課長補佐	第 2 条の中では、という意味です。
鈴木委員	<p>国保条例の一部を改正する条例について、改正前の条文中で、「この市が行う国民健康保険」など、「この市」がの「この」がすべて削除されているのですが、この意味は何でしょうか？</p> <p>また、改正後の第 10 条第 2 項に「税率等は、事業計画に基づき定めるものとする。」とあり、これは新たに追加された部分となりますが、これは、国から示された内容ではなく、和光市独自のものになりますか。</p>
渡部課長補佐	<p>改正前の条文中に、「この市が」といった表現で記載されていますが、これまで、国から国民健康保険条例の参考例ということで示され、このような表現がされていました。今回、国民健康保険条例の改正をするに当たって、当市の法制担当と協議した結果、「この市」の「この」は削除してよいのではないかということになったものです。</p> <p>また、第 10 条第 2 項の内容については、今回、和光市では 3 年間の事業計画を策定し、その計画に基づき保険税率等を定めていこうことを位置づけたもので、和光市独自のものとなります。</p>
石山委員	3 年の事業計画を策定し、それに基づいて運営していくということが条文中に示されているわけですが、以前は、3 年ということは示されていなかったのでしょうか。また、改正前の条文中に「第 4 条削除」とありますが、第 4 条とはどのような内容だったのでしょうか。
渡部課長補佐	第 4 条については、これまで国民健康保険条例を改正してきた中で、すでに削除されていたもので、今回の改正によって削除したものではありません。今回、新たに国民健康保険事業計画の条文中

発言者	会 議 内 容
	<p>位置づけるに当たって、どこに定めるかを検討した結果、この第3章第4条の場所が適切だろうということで示したものです。</p> <p>また、3年ごとに計画を策定することについては、今回、初めて条文に定めるものです。</p>
鈴木委員	<p>パブリックコメント及び市民説明会について、実施した状況や時間等について、報告をお願いします。</p>
渡部課長補佐	<p>今回の説明会については、国保ヘルスプランだけでなく、長寿あんしんプラン、子ども子育て支援事業計画の3つを合わせて行いました。第1回は、1月21日（日）9時から坂下公民館で行い、参加者は6名でした。第2回は、同日の14時からゆめあいで行い、参加者は4名でした。第3回は、1月24日（水）18時から中央公民館で行い、参加者は15名でした。</p> <p>また、パブリックコメントについては、1月9日から1月28日まで行い、5名の方から5件の意見をいただきました。</p>
石山委員	<p>国保ヘルスプラン（案）について、全国の市町村で、医療費の適正化等の取組で成功している市町村があるのであれば、そういった自治体を視察してはどうかと思います。</p> <p>このプランの中では様々なことが記載されていますが、今後、どのような取組をしていくのかということが議題となってくると思います。このプランは、国民健康保険運営協議会における協議を経て策定するとありますので、無責任に見ているわけにはいかないと感じます。このプランで書かれていることを今後どのように取り組むのか、どのようにフォローするのかということが重要になってくると思いますので、成功している自治体参考にして、平成30年度の取組に反映してはどうかと思います。</p>
渡部課長補佐	<p>先進事例については、成功例などを研修する場に参加している職員もいます。また、各自治体のホームページ等でも情報を得ることができますので、確認して、必要があれば視察等も行い、目的である医療費の適正化、低減を目指していきたいと思います。</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木委員	<p>平成30年度から県が保険者に加わり共同保険者となることで、例えば、市で行っていた事務処理が簡素化される、効率性がでてくるなど、人件費が削減できるようなことがあるのでしょうか。おそらく、そういったことはないと思いますし、今回の税率改正のように、一人当たり保険税額を増額させ、法定外繰入金を削減せざるを得ない状況となると、今回の法改正によって、市として、今後安定した運営ができるのかどうか疑問に感じています。被保険者や市にとって、良い方向に向かっているのでしょうか。</p> <p>市として、今回の国民健康保険の制度改革について、どのように評価されるのかお聞かせください。</p>
東内部長	<p>後期高齢者医療制度と国民健康保険制度と異なる部分でお話すると、今回の国民健康保険の制度改革は中途半端な改正だったと感じています。後期高齢者医療制度では、保険料率は統一となっていますが、国民健康保険では、財政運営の中心的な役割を担う県は、各市町村の納付金を示しますが、その納付金の財源の集め方は、各市町村の判断となっています。後期高齢者医療と同じようになれば、一番よかったのではないかと思います。</p> <p>しかし、まずは納付金となる原資を集めなくてはなりませんので、被保険者に負担していただく部分、国保の被保険者以外の人にも負担していただく法定外繰入金、その他基金からの繰入金で賄っていくわけです。その中で、業務量の人件費の部分については、あまり変わらないと思いますが、財政の部分についての業務が多くなり、簡素化される補助金等の事務もあると思いますが、保険者努力支援制度などの補助金の事務は残りますので、従来の業務量は残っていくと思います。</p> <p>後期高齢者医療、介護保険及び国民健康保険が2025年、2030年に一体化するといった話が出てくるかもしれませんが、市としては医療介護連携といったこともありますので、今後は、一体化というところに期待をしたいと思います。</p> <p>今後、保険税率等について、県内、もしくは二次医療圏での統一化は行っていないと厳しいと考えています。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>そのような中で、和光市では、3年間の事業計画を策定し、3年間の総供給量を考えた中での税率設定としていますので、この3年間は税率を変えずに運営していくこととしています。これは、少し前進した取組ではないかと思えます。</p>
石山委員	<p>国民健康保険税条例第21条の国民健康保険税の減額とありますが、これは自動的に減額されるものですか。申請が必要なものですか。</p>
渡部課長補佐	<p>7割、5割、2割の法定軽減の部分になりますので、自動的に減額されるものです。申請は必要ありません。</p>
金子会長	<p>諮問事項について、採決に入ります。</p> <p>諮問事項2「国保制度改革に伴う各種条例の一部改正等及び和光市国民健康保険ヘルスプランの策定について」、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(採決)</p> <p>採決の結果、全委員が賛成ということですので、諮問事項については、原案のとおり承認いたします。</p>
54 : 55	<p>次に、諮問事項3「平成30年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算について」、事務局より説明願います。</p>
渡部課長補佐	<p>それでは、諮問事項3「平成30年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算」について、説明します。</p> <p>まずは、平成30年度からの予算体系について、資料3-2をご覧ください。歳出の2「保険給付費」については、これまでは市単独で運営を行っていましたので、どれだけの保険給付費があるかを見積り、その部分に歳入の保険税を当てておりましたが、今回の制度改正を受け、市町村の保険給付費は、県からの保険給付費等交付金で全額賄われることとなります。歳入の4県支出金の「普通交付</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>金」の部分です。矢印は、この交付金が歳出の2 保険給付費の財源となっていることを示しています。</p> <p>一方で、保険給付費について交付金で賄ってくれる代わりに、市は県へ納付金を納めなければなりません。これが、歳出の3 「国民健康保険事業費納付金」です。この財源として、矢印の部分になりますが、歳入の1 「保険税」や4 県支出金のうち特別分としての「保険者努力支援制度」、6 繰入金のうち法定分である「保険基盤安定繰入金」、それでも足りない場合に「法定外繰入金」を納付金の財源としております。</p> <p>次に、資料3-1をご覧ください。平成30年度の当初予算については、歳入歳出の予算総額を7,113,535千円とするものです。</p> <p>ここからは資料3-3をもとに説明します。まず、「1 基本方針」としては、制度改正のこと、それに伴い当市では事業計画を策定していくことを記載しました。また、国保財政については引き続き厳しい状況が続くことから、しっかりとした保健事業により効果を出していくこと、収納率の向上を目指していくことを基本方針の中に記載しています。</p> <p>予算規模については、7,113,535千円となり、昨年度より10.8%のマイナスとなっています。</p> <p>世帯数、被保険者数については、ともに減少傾向にありますので、今後も同様の傾向にあるものと考えています。世帯数の平成30年度平均見込は10,140世帯、対前年比マイナス2.44%を見込んでいます。一方、被保険者数ですが、平成30年度は平均で15,109人、4.52%のマイナスを見込んでいます。内訳としては(1)一般被保険者で15,041人、(2)退職被保険者で68人となっています。被保険者の減少については、働く世代の方々は社会保険に移行していること、75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行する方が増えていることが要因と考えています。また、退職被保険者数については、制度が終了するために大きく減少していくものです。</p> <p>歳入について、「1 国民健康保険税」をご覧ください。</p> <p>予算額は、1,559,526千円であり、そのうち、現年度分は、1,436,050千円であり、前年度比2.83%の減となっています。国保</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>税は、一人当たり5%の増加により計算をしましたが、被保険者の減少などにより前年度比では減少する結果となりました。なお、収納率については、一般分が91.8%、退職分が97.5%と設定しています。</p> <p>次に、「4 県支出金」をご覧ください。予算額は4,329,794千円であり、前年度から大きく増加しています。これは先ほど説明しましたが、保険給付費の財源として保険給付費等交付金が交付されることになったためであり、「ア 普通交付金」として約43億円を見込んでいます。</p> <p>次に、「6 繰入金」をご覧ください。予算額は、1,145,692千円となっています。まず、(1)としては、一般会計からの繰入金であります。アから4ページのオまでが法定の繰入金であり、カが「その他繰入金」として「法定外繰入金」のことになります。金額は250,000千円です。</p> <p>次の(2)としては、基金繰入金です。アからウの3つについては、廃止する3つの基金の分で、一度全額を国保会計に繰り入れます。この分は後ほど歳出で、新たな基金に積み立てることになります。そして、エが、今年度分の財政調整基金からの繰入分として、130,000千円を計上しています。</p> <p>その他の収入も含め、歳入合計は7,113,535千円となります。</p> <p>次に、歳出について、「2 保険給付費」をご覧ください。予算額については、4,310,077千円で、前年度比2.45%のマイナスとなっています。全体としては、被保険者の減少を受けて減額となっています。一方で、一人当たり給付費は伸びていますので、(1)一般被保険者分の、主な内容のアの「療養給付費」については、若干増える見込みをしています。その他、イの「療養費」、ウの「高額療養費」は減少を予想しています。</p> <p>一方、(2)の退職被保険者分については、44,556千円で前年度比では、大幅な減少を見込んでいます。</p> <p>次に、「3 国民健康保険事業費納付金」をご覧ください。制度改正による新たな項目となります。合計で2,024,844千円となっています。</p> <p>次に、「5 保健事業費」をご覧ください。主な内容として、(1)</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>のイ、「健康マイレージ事業」を新たな事業として実施いたします。これは、歩数計などを参加者の方にお渡しし、歩数に応じてポイントがたまり、景品の抽選に参加できたりするものです。事業の効果としては、健康な方がより健康になり医療を必要としなくなることを目的としています。事業の実施前と実施後の健診データや医療費データを比較することで効果を検証していきたいと考えています。</p> <p>次に、「6 基金積立金」です。ア～ウについては、先ほどの基金繰入金で廃止する基金から国保会計に繰り入れた上で、この項目で財政調整基金に積み立てることになります。そして、平成30年度分の積立金として1億円を積み立て、後年度の負担に備えます。</p> <p>その他の支出も含め、歳出合計は7,113,535千円となります。</p> <p>最後に、「資料3-1」の最後のページ「平成30年度和光市国民健康保険特別会計予算」、歳入歳出の円グラフをご覧ください。これまで説明してきた平成30年度予算について、その割合を把握するために金額に基づき円グラフにしたものです。</p> <p>まず、右側の歳出の円グラフを見ますと、保険給付費が61%となっており、大きな割合を医療機関等への支払が占めていることがわかります。この保険給付費については、歳入の県支出金の保険給付費等交付金が財源充当されます。そして、歳出の国民健康保険事業費納付金が28%を占めています。この納付金については、歳入の保険税や法定、法定外の繰入金などが財源充当されるという仕組みになっています。</p>
金子会長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
石山委員	健康マイレージ事業について、どのような事業なのでしょうか。
端山主任	<p>参加希望者に歩数計を配布し、歩いていただくことでポイントが貯まります。また、市で実施する保健事業等に参加することでもポイントを貯めることができます。その貯まったポイントに応じて、それぞれの抽選会に参加でき、景品を受け取ることができます。景品の候補としては、クオカードや健康グッズなどを考えています。</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	歩いた歩数についてはどのように管理されるのでしょうか。
東内部長	<p>埼玉県で行っているコバトンマイレージ事業については、歩数計が配布され、その歩数計を市内数箇所に設置する端末にかざすことで、歩数等によるポイントが管理される仕組みとなっています。端末については、駅などに設置することを検討しています。</p> <p>また、市の独自で行う部分については、介護予防サポーターやヘルスサポーターなど保健事業に参加した場合にポイントが貯まり、そのポイントはクオカード等と交換ができ、買い物ができるといった事業になっています。</p>
鈴木委員	<p>歳入の部分に国庫支出金がなく見えてこないのですが、これまで受けていた国からの交付金等は、県支出金の中に含まれているのでしょうか。国の交付金が県に入り、それが県からの支出金として市へ入ってくると思いますが、国から和光市にどれぐらいの金額が入ってくるのか見える状態になっているのでしょうか。もしくは、県の段階でプールされ、県として算定して県支出金を示すのか、いかがでしょうか。</p> <p>また、保険給付費の歳出の部分は今までどおり変わらないということだと思いますが、支払事務は、市が国保連合会に直接支払っていき、これまでと変わらないという理解でよろしいのでしょうか。</p>
渡部課長補佐	<p>国庫支出金については、32%の定率負担等がありますが、これらは、すべて埼玉県に入ります。埼玉県としても9%の調整交付金を負担します。埼玉県全体の保険給付費は、埼玉県全体の国庫支出金や県の調整交付金などを差し引いて、納付金として集めます。したがって、国庫支出金は、国から和光市へ直接は入ってきませんが、県支出金の中の交付金等に含まれています。</p> <p>また、保険給付費の支払いについては、市が支払うこととなります。しかし、事務の流れとしましては、まず、国保連合会から市へ保険給付費等の支払いの請求があります。その後、市は、県へ保険給付費等交付金の請求をします。そして、県は、国保連合会に市か</p>



発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>ら請求のあった保険給付費等交付金を保険給付費の分として支払います。市は、歳出の保険給付費を歳入の県支出金の保険給付費等交付金と振替えます。</p> <p>なお、国、県、市の国保財政の仕組み及び保険給付費の支払いについての事務の流れを示した資料がございますので、後日、委員の皆様へ送付します。</p> <p>諮問事項について、採決に入ります。</p> <p>諮問事項3「平成30年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算について」、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(採決)</p> <p>採決の結果、全委員が賛成ということですので、諮問事項については、原案のとおり承認いたします。</p> <p>なお、この結果については、私から市長に報告します。</p>
大野次長	<p><b>5 その他</b></p> <p>本日ご審議いただきました補正予算、当初予算及び各種条例の改正等については、3月議会で審議いただくこととなります。</p>
金子会長	<p><b>6 閉会</b></p> <p>以上をもちまして、運営協議会を閉会します。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>